

名古屋市公報	平成30年 1月31日 第1243号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規則

- | | | | |
|--------------------------------------|----------|-------|---|
| ○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則 | (総務・給与課) | (第2号) | 4 |
|--------------------------------------|----------|-------|---|

告示

- | | | | |
|--|-------------|--------|----|
| ○ 名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧 | (住都・区画整理課) | (第33号) | 10 |
| ○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について | (緑土・緑地管理課) | (第34号) | 11 |
| ○ 有料公園施設等の無料開放について | (緑土・緑地管理課) | (第35号) | 12 |
| ○ 名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧 | (住都・区画整理課) | (第36号) | 13 |
| ○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧 | (住都・街路計画課) | (第37号) | 14 |
| ○ 名古屋都市計画道路事業の認可 | (緑土・道路建設課) | (第38号) | 15 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 | (健福・保護課) | (第39号) | 16 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 | (健福・保護課) | (第40号) | 17 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 | (健福・保護課) | (第41号) | 19 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 | (健福・保護課) | (第42号) | 21 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 | (健福・保護課) | (第43号) | 23 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について | (健福・障害者支援課) | (第44号) | 32 |
| ○ 指定一般相談支援事業者の指定について | (健福・障害者支援課) | (第45号) | 34 |

○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第46号)	35
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第47号)	37
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第48号)	39
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第49号)	41
○ 市街地再開発組合の解散認可	(住都・都心まちづくり課)	(第50号)	43
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第51号)	44
○ 名古屋市文化小劇場の臨時休館	(観光・文化振興室)	(第52号)	45

人 事 委 員 会 規 則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第1号)	46
-------------------------	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	47
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	50
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	52
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	54
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	57

規 則 の あ ら ま し

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121号）関係法令の改正に伴い、規定を整備します。（第11条の 2、附則第17項、附則第19項及び別表第 3関係）
- (2) その他規定を整理します。（第 2条の 5関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年 1 月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 2 号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

第 1 条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（昭和43年名古屋
市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 2 号中「第15条の 6 第 3 項」を「第15条の 7 第 3 項」に改め
る。

第11条の 2 第 2 項中「別表第 3 の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に
応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄
に掲げる金額」を「法第30条の 2 第 1 項の規定により総務大臣が定める金額
と同額」に改める。

附則第17項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第 115 号）による 障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図 るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律	0.73
--------	--	------

	（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0. 88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0. 75
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0. 75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0. 89

障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年	0.80

	金たる保険給付のうち遺族年金	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第18項中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改める。

附則第19項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附則第20項中「障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改める。

別表第3を削る。

第2条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第17項の表及び附則第19項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定（第11条の2の改正規定及び別表第3を削る改正規定に限る。）による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の規定は平成27年4月1日から、第1条の規定（第11条の2の改正規定及び別表第3を削る改正規定を除く。）による改正後の非常勤の職員の公務災害

補償等に関する条例施行細則（以下「平成27年改正後規則」という。）の規定は同年10月1日（以下「適用日」という。）から、第2条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（以下「平成28年改正後規則」という。）の規定は平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 第1条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則第11条の2の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 4 平成27年改正後規則附則第17項及び第19項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年名古屋市長令第47号）第5条の2第1項に規定する年金たる補償（以下「年金たる補償」という。）及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 5 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年

法律第 152 号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第 347 号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。）第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成27年地共済経過措置政令第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第 115 号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第 1 項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員共済組合法第21条第 1 項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第 1 項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第 2 項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年名古屋市条例第47号）附則第 8 条第 1 項の規定は、適用しない。

- 6 平成28年改正後規則附則第17項及び第19項の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

名古屋市告示第33号

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成30年 1月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成30年 1月23日から同年 2月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第34号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成30年 1月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成30年 3月 5日（月）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9 時30分から午後 5時まで」とする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第35号

有料公園施設等の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の2第1項第1号の規定により、次のとおり有料公園施設等を無料開放します。

平成30年 1月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 期日

平成30年 3月18日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第36号

名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市土原土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成30年 1月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成30年 1月23日から同年 2月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第37号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

3・4・100号山の手通線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 7階

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

3 縦覧期間

平成30年 1月24日から平成36年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第38号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 3・4・100号山の手通線

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市守山区弁天が丘地内

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

名古屋市告示第39号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
なの花薬局名古屋太閤店	名古屋市中村区太閤三丁目 7番84号	平成29年 12月 1日
ナツメ薬局堀田店	名古屋市瑞穂区苗代町21番15号	平成29年 12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第40号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人豊隆会 名古屋市千種区内山二丁目16番16号	ナースケアアイリスちくさ内山 名古屋市千種区内山二丁目13番16号	平成29年 12月20日

2 介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人孝慈会 名古屋市中川区昭和橋通 9丁	老人保健施設ラ・ファミリア 名古屋市中川区東起町 1丁目	平成29年 6月 1日

目78番地	5番地の 1	
-------	--------	--

3 介護予防短期入所療養介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人孝慈会 名古屋市中川区昭和橋通 9丁目78番地	老人保健施設ラ・ファミリア 名古屋市中川区東起町 1丁目5番地の 1	平成 29 年 6 月 1 日
医療法人フジタ 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山 43番地の 640	介護老人保健施設フジタ 名古屋市緑区鳴海町字尾崎山 43番地の 640	平成 29 年 11 月 1 日

4 看護小規模多機能型居宅介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人豊隆会 名古屋市千種区内山二丁目16番16号	ナースケアホームアイリスちくさ内山 名古屋市千種区内山二丁目13番16号	平成 29 年 12 月 20 日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第41号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
あさの歯科	名古屋市南区豊二丁目3409番	平成29年 12月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
あさの歯科	名古屋市南区豊二丁目3409番	平成29年 12月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
あさの歯科	名古屋市南区豊二丁目3409番	平成29年 12月 1日
合資会社長谷川薬局	名古屋市守山区町南 8番10号	平成29年 8月31日
くまのこ調剤薬局	名古屋市天白区高島二丁目1808番地	平成29年 9月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第42号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社HCM 東京都港区東麻布一丁目28番 13号	アミカみどり介護センター 名古屋市緑区鳴海町字中汐田 287番地	平成29年 12月31日

2 介護予防訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ケアアシスト 名古屋市熱田区四番二丁目	ホーシン訪問介護 名古屋市熱田区四番二丁目18	平成30年 1月31日

1810 番	番15号	
--------	------	--

3 介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ケアアシスト 名古屋市熱田区四番二丁目 1810 番	ホーシン訪問看護 名古屋市熱田区四番二丁目18 番15号	平成30年 1月31日

4 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社あらかわ 名古屋市千種区園山町 1丁目 36番地の 1	ケアプランみんと 名古屋市中区松原二丁目 4番 23号	平成29年 11月30日
株式会社HCM 東京都港区東麻布一丁目28番 13号	アミカみどり介護センター 名古屋市緑区鳴海町字中汐田 287番地	平成29年 12月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第43号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 1月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称	旧	株式会社四つ葉のクローバー
	新	株式会社 I M P R E S S I O N
介護事業者の所在地	名古屋市千種区仲田二丁目15番12号	
介護事業所の名称	訪問介護 T S U B A K I	
介護事業所の所在地	名古屋市千種区仲田二丁目15番12号	
変 更 年 月 日	平成29年12月 1日	

介護事業者の名称	株式会社なごやか福来朗	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市東区東大曽根町48番 3号
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
介護事業所の名称	ケアーズふくろう訪問介護サービス	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区東大曽根町48番 3号

地	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
変 更 年 月 日		平成29年12月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社ケア 2 1
介 護 事 業 者 の 所 在 地		大阪市北区堂島 2― 2― 2
介 護 事 業 所 の 名 称		ケア 2 1 瑞穂
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区下坂町 4丁目49番地
	新	名古屋市瑞穂区妙音通 3丁目49番地
変 更 年 月 日		平成29年10月13日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社ケアアシスト
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市熱田区四番二丁目1810番
介 護 事 業 所 の 名 称	旧	訪問介護ステーションみやびの
	新	ホーシン訪問介護
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市熱田区四番二丁目18番15号
変 更 年 月 日		平成29年12月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		特定非営利活動法人あたたかい心
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市千種区内山一丁目11番16号
介 護 事 業 所 の 名 称		あたたかい心相生山ケアセンター
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市天白区久方一丁目 148番地
地	新	名古屋市天白区山根町 335番地
変 更 年 月 日		平成29年 6月 9日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社なごやか福来朗
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市東区東大曽根町48番 3号
地	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
介 護 事 業 所 の 名 称		ケアーズふくろう訪問看護サービス

介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区東大曾根町48番 3号
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
変 更 年 月 日		平成29年12月 1日

介護事業所の名称	旧	安心生活在宅クリニックあおい
	新	メグラス在宅クリニック
介護事業所の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
変 更 年 月 日		平成29年12月15日

介護事業者の名称		株式会社ケアアシスト
介護事業者の所在地		名古屋市熱田区四番二丁目1810番
介護事業所の名称	旧	訪問看護ステーションみやびの
	新	ホーシン訪問看護
介護事業所の所在地		名古屋市熱田区四番二丁目18番15号
変 更 年 月 日		平成29年12月 1日

介護事業所の名称		中京眼科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区三本松町12番23号
	新	名古屋市熱田区三本松町12番22号
変 更 年 月 日		平成29年11月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称		中京眼科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区三本松町12番23号
	新	名古屋市熱田区三本松町12番22号
変 更 年 月 日		平成29年11月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業者の名称		株式会社なごやか福来朗
----------	--	-------------

介護事業者の所在地	旧	名古屋市東区東大曽根町48番 3号
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
介護事業所の名称		ケアーズふくろう訪問看護サービス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市東区東大曽根町48番 3号
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
変更年月日		平成29年12月 1日

介護事業所の名称	旧	安心生活在宅クリニックあおい
	新	メグラス在宅クリニック
介護事業所の所在地		名古屋市東区葵三丁目14番 3号
変更年月日		平成29年12月15日

介護事業所の名称	旧	ハート調剤薬局
	新	日本調剤名大前薬局
介護事業所の所在地		名古屋市中区千代田五丁目1301番
変更年月日		平成29年12月 1日

介護事業所の名称		中京眼科
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区三本松町12番23号
	新	名古屋市熱田区三本松町12番22号
変更年月日		平成29年11月 1日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		株式会社アイエス
介護事業者の所在地		名古屋市瑞穂区軍水町 3丁目 4番地
介護事業所の名称	旧	アライブ介護支援事業所
	新	アライブ居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地		名古屋市千種区今池二丁目23番 8号
変更年月日		平成25年10月22日

介護事業者の名称		特定非営利活動法人ノッポの会
介護事業者の所在地		名古屋市西区平出町28番地
介護事業所の名称	旧	介護支援ノッポの会福德
	新	介護支援ノッポの会瑠璃光
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区福德町 7丁目42番地
	新	名古屋市北区尾上町 1番地の 2
変 更 年 月 日		平成29年10月 1日

介護事業者の名称		特定非営利活動法人はれとけ
介護事業者の所在地		名古屋市中区錦二丁目11番25号
介護事業所の名称		居宅支援こよみ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区錦二丁目11番25号
	新	名古屋市中川区富田町大字千音寺字間渡里2866番地の 1
変 更 年 月 日		平成29年12月 1日

介護事業者の名称		合同会社メープルツリー
介護事業者の所在地		名古屋市名東区名東本通 2丁目36番地の 1
介護事業所の名称		居宅介護支援事業所れおん
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区高針一丁目 705番地
	新	名古屋市名東区名東本通 2丁目36番地の 1
変 更 年 月 日		平成29年 8月13日

6 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		株式会社日本エコ・ケア・サービス
介護事業者の所在地		愛知県一宮市和光 2― 4―32
介護事業所の名称	旧	虹の丘わかば安井
	新	虹の丘安井
介護事業所の所在地		名古屋市北区安井三丁目 8番 7号

変 更 年 月 日	平成29年10月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社日本エコ・ケア・サービス
介 護 事 業 者 の 所 在 地	愛知県一宮市和光 2— 4—32
介 護 事 業 所 の 名 称	旧 虹の丘わかば中村
	新 虹の丘中村
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市中村区烏森町 5丁目39番地
変 更 年 月 日	平成29年10月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社サフィール
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市緑区相川三丁目69番地
介 護 事 業 所 の 名 称	旧 デイサービスセンター相川
	新 デイサービス笑皆の風アロハ
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市緑区相川三丁目69番地
変 更 年 月 日	平成29年11月 1日

7 予防専門型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称	旧	株式会社四つ葉のクローバー
	新	株式会社 I M P R E S S I O N
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市千種区仲田二丁目15番12号
介 護 事 業 所 の 名 称		訪問介護 T S U B A K I
介 護 事 業 所 の 所 在 地		名古屋市千種区仲田二丁目15番12号
変 更 年 月 日		平成29年12月 1日

介護事業者の名称		株式会社なごやか福来朗
介護事業者の所在地	旧	名古屋市東区東大曽根町48番 3号
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
介護事業所の名称		ケアーズふくろう訪問介護サービス
介護事業所の所在	旧	名古屋市東区東大曽根町48番 3号

地	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
変 更 年 月 日		平成29年12月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社ケア 2 1
介 護 事 業 者 の 所 在 地		大阪市北区堂島 2― 2― 2
介 護 事 業 所 の 名 称		ケア 2 1 瑞穂
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区下坂町 4丁目49番地
	新	名古屋市瑞穂区妙音通 3丁目49番地
変 更 年 月 日		平成29年10月13日

8 生活支援型訪問サービス

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社なごやか福来朗
介 護 事 業 者 の 所 在 地	旧	名古屋市東区東大曾根町48番 3号
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
介 護 事 業 所 の 名 称		ケアーズふくろう訪問介護サービス
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市東区東大曾根町48番 3号
	新	名古屋市千種区清明山一丁目 2番 6号
変 更 年 月 日		平成29年12月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称		特定非営利活動法人あたたかい心
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市千種区内山一丁目11番16号
介 護 事 業 所 の 名 称		あたたかい心相生山ケアセンター
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市天白区久方一丁目 148番地
	新	名古屋市天白区山根町 335番地
変 更 年 月 日		平成29年 6月 9日

9 予防専門型通所サービス

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社日本エコ・ケア・サービス
介 護 事 業 者 の 所 在 地		愛知県一宮市和光 2― 4― 32

介護事業所の名称	旧	虹の丘わかば安井
	新	虹の丘安井
介護事業所の所在地	名古屋市北区安井三丁目 8番 7号	
変 更 年 月 日	平成29年10月 1日	

介護事業者の名称	株式会社日本エコ・ケア・サービス	
介護事業者の所在地	愛知県一宮市和光 2― 4―32	
介護事業所の名称	旧	虹の丘わかば中村
	新	虹の丘中村
介護事業所の所在地	名古屋市中村区烏森町 5丁目39番地	
変 更 年 月 日	平成29年10月 1日	

介護事業者の名称	株式会社サフィール	
介護事業者の所在地	名古屋市緑区相川三丁目69番地	
介護事業所の名称	旧	デイサービスセンター相川
	新	デイサービス笑皆の風アロハ
介護事業所の所在地	名古屋市緑区相川三丁目69番地	
変 更 年 月 日	平成29年11月 1日	

10 運動型通所サービス

介護事業者の名称	株式会社日本エコ・ケア・サービス	
介護事業者の所在地	愛知県一宮市和光 2― 4―32	
介護事業所の名称	旧	虹の丘わかば安井
	新	虹の丘安井
介護事業所の所在地	名古屋市北区安井三丁目 8番 7号	
変 更 年 月 日	平成29年10月 1日	

介護事業者の名称	株式会社日本エコ・ケア・サービス	
介護事業者の所在地	愛知県一宮市和光 2― 4―32	

介護事業所の名称	旧	虹の丘わかば中村
	新	虹の丘中村
介護事業所の所在地		名古屋市中村区烏森町 5丁目39番地
変 更 年 月 日		平成29年10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第44号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人からし種 名古屋市瑞穂区堀 田通 8丁目 8番地 の 1	からし種 名古屋市港区木場 町 9番地の 7	就労継続支援 B型	2311200618	平成30年 1月 1日
株式会社花輪 名古屋市中川区上 流町 1丁目17番地	かりんけあサービ ス 名古屋市中川区上 流町 1丁目17番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301465	平成30年 1月 1日
一般社団法人あい ち保健管理センタ ー 名古屋市中区栄一 丁目18番 1号	C B T就労トレー ニングセンター 名古屋市中村区名 駅南一丁目 7番19 号	就労移行支援	2316100623	平成30年 1月 1日
合同会社パオ	訪問介護やすらぎ	居宅介護	2316401047	平成30年

愛知県知多郡東浦町藤江字前田30番地	名古屋市天白区御前場町52番地の2	重度訪問介護		1月 1日
有限会社加藤石材 愛知県瀬戸市陶原町三丁目23番地	ヘルパーステーションゆかり 名古屋市守山区桔梗平一丁目1114番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601504	平成30年 1月 1日
合同会社恵 名古屋市守山区小幡太田16番22号	訪問介護事業所恵 名古屋市名東区香南二丁目1315番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001126	平成30年 1月 1日
一般社団法人マミーケアサービス 名古屋市緑区鳴海町字赤塚55番地の1	マミーケアサービス 名古屋市緑区鳴海町字赤塚55番地の1	居宅介護 重度訪問介護	2318501232	平成30年 1月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第45号

指定一般相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人グー スマイル 名古屋市守山区森 孝東一丁目 303番 地	a m o 名古屋市守山区森 孝東一丁目 303番 地	一般相談支援	2337600221	平成30年 1月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第46号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
有限会社小さな手 名古屋市港区本宮 町 2丁目38番地の 6	あいサポート 名古屋市千種区猪 高町大字猪子石字 猪々道 145番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317100911	平成29年 12月 1日
株式会社障がい者 支援機構 名古屋市北区柳原 二丁目12番22号	パドマ 名古屋市北区柳原 二丁目12番22号	就労継続支援 A型	2317300859	平成29年 12月13日
有限会社花月 名古屋市緑区桶狭 間清水山 935番地	ヘルパーステーシ ョン花月 名古屋市港区東海 通 3丁目 7番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311200444	平成29年 12月31日
特定非営利活動法 人からし種 名古屋市瑞穂区堀	からし種 名古屋市瑞穂区堀 田通 8丁目 8番地	就労移行支援	2311200618	平成29年 12月31日

田通 8丁目 8番地 の 1	の 1			
株式会社HCM 東京都港区東麻布 一丁目28番13号	アミカ瑞穂介護セ ンター 名古屋市瑞穂区惣 作町 3丁目 3番地	居宅介護 重度訪問介護	2311400242	平成29年 12月31日
株式会社Sun Friend 名古屋市千種区今 池南 7番21号	Sun Rize 名古屋市千種区仲 田二丁目12番 5号	就労継続支援 A型	2317100457	平成29年 12月31日
株式会社HCM 東京都港区東麻布 一丁目28番13号	アミカ名古屋南介 護センター 名古屋市南区桜台 一丁目16番11号	居宅介護 重度訪問介護	2318100290	平成29年 12月31日
株式会社HCM 東京都港区東麻布 一丁目28番13号	アミカみどり介護 センター 名古屋市緑区鳴海 町字中汐田 287番 地	居宅介護 重度訪問介護	2318500309	平成29年 12月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第47号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 180号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

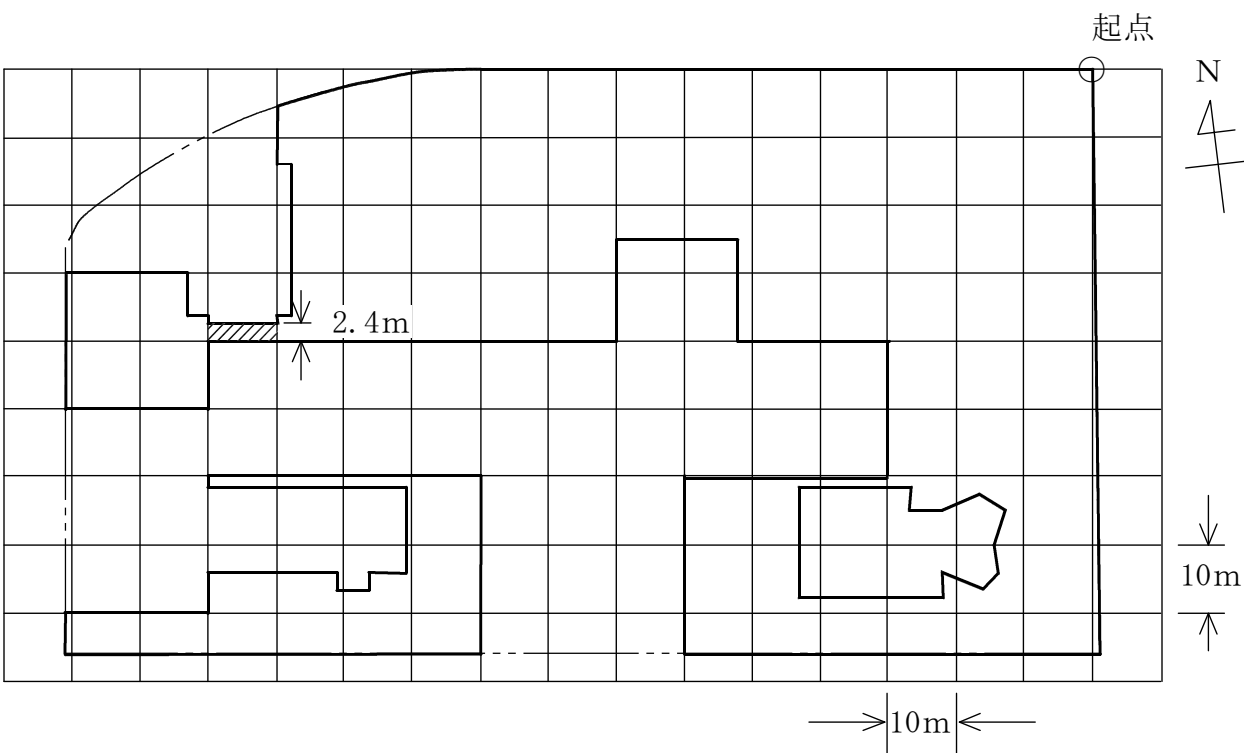
鉛及びその化合物（土壤含有量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

北区辻町字流 7番 6



凡例

 : 調査対象地

----- : 筆の境界

 : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第48号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

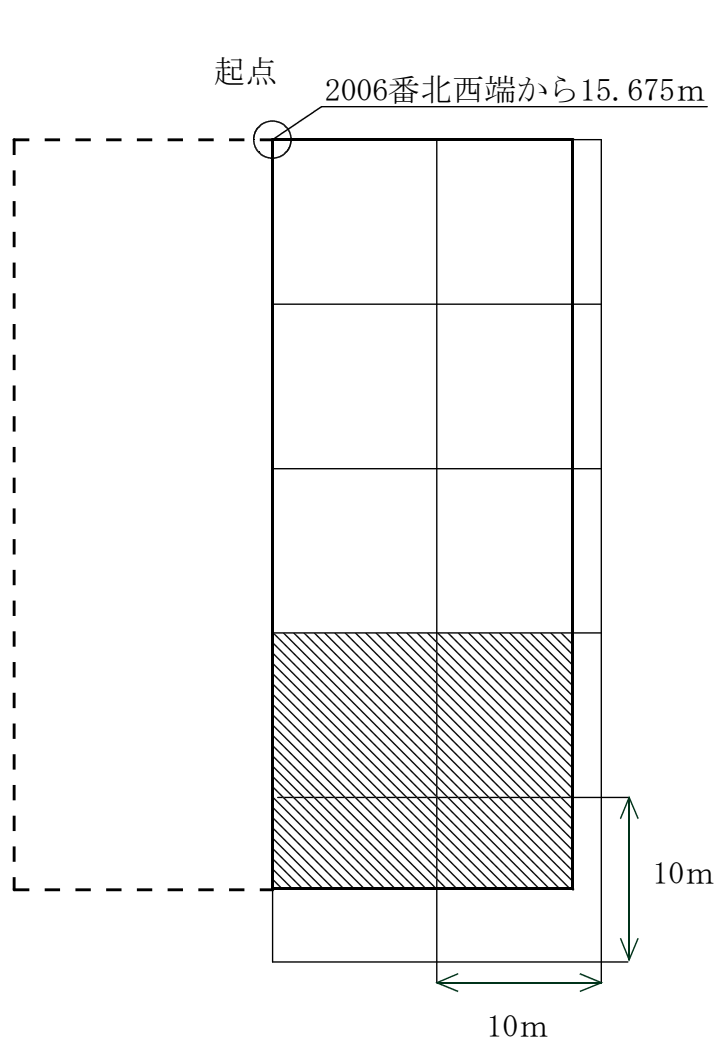
名古屋市西区菊井一丁目2006番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

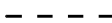
ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

西区菊井一丁目2006番



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 形質変更時届出管理区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第49号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

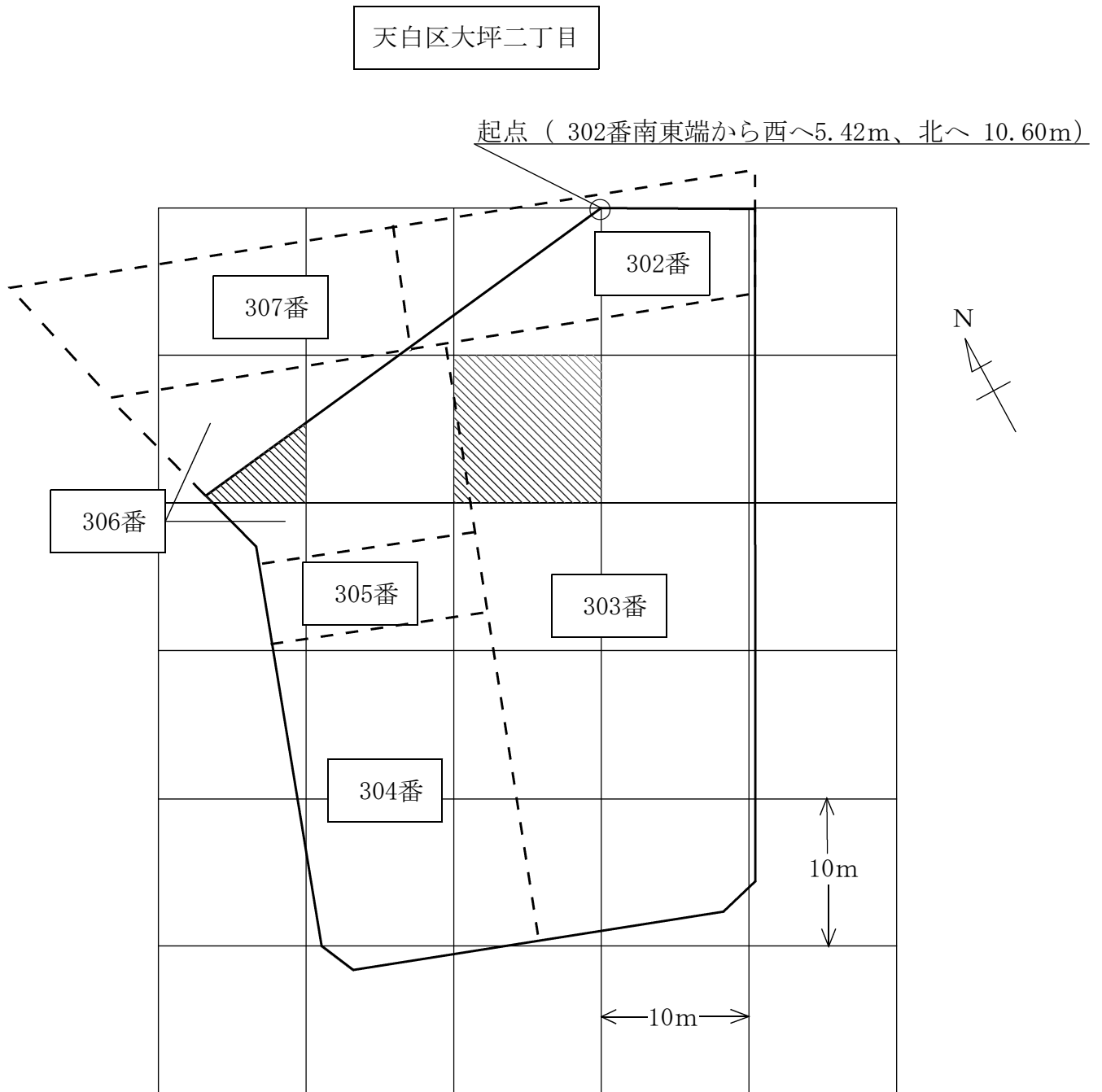
1 指定する区域

名古屋市天白区大坪二丁目 303番の一部及び 306番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



: 調査対象地

---: 筆の境界



: 形質変更時届出管理区域 (ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))

名古屋市告示第50号

市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の解散を認可しました。

平成30年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
納屋橋東地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市中区栄一丁目18番 1号
- 3 組合設立認可の年月日
平成26年 3月28日
- 4 組合解散認可の年月日
平成30年 1月26日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第51号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成29年 6月 5日 29指令住開指第44号	(第 2工区) 名古屋市緑区乗鞍二丁 目1604番の一部	名古屋市中区丸の内一丁 目17番 2号 株式会社玉善 代表取締役 玉野善教
平成29年 7月31日 29指令住開指第86号	名古屋市緑区桶狭間神 明1054番 3外 1筆	名古屋市緑区鶴が沢一丁 目1319番地 東部建設株式会社 代表取締役 藤田繁樹
平成29年 6月 2日 29指令住開指第42号	名古屋市北区三軒町 148番	名古屋市北区如意四丁目 154番地の 1 丹羽眞由美

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第52号

名古屋市文化小劇場の臨時休館

名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成6年名古屋市規則第50号）第2条第2項の規定により、名古屋市天白文化小劇場及び名古屋市名東文化小劇場を平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、名古屋市北文化小劇場を平成31年4月1日から平成32年2月29日までの間、天井脱落対策工事のため臨時休館します。

平成30年1月26日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1 月26日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 1 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 2 段階別職位表 8 医事職の表課長段階の欄中

「 東部医療センター病院」を 「 東部医療センター病院
救命救急センター長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 2 月 1 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 1月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス下志段味店

名古屋市守山区大字吉根字日ノ後 603番 ほか 2筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年 8月29日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,701平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

70台

(2) 駐輪場の収容台数

22台

(3) 荷さばき施設の面積

50平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)コスモス薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成29年12月28日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 1月22日から同年 5月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 5月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年1月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市天白区平針南一丁目102番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、113番、114番、201番、202番、203番、204番、205番、206番、207番、208番、209番、210番、211番、212番、213番、214番、215番、216番、301番、302番、303番、401番、402番、403番、404番、605番2の一部及び605番3

名古屋市天白区平針南二丁目2番の一部及び3番の一部

名古屋市天白区平針南三丁目101番、102番、201番、202番、203番、204番、601番及び602番

名古屋市天白区大字平針字黒石2878番1302

名古屋市天白区中平四丁目1808番の一部

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 1月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウオダイプラス

名古屋市緑区鹿山一丁目52番 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
㈱魚代	午前10時00分	午後10時00分	午前 6時30分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
建物屋上駐車場	午前 9時30分から	午前 6時00分から
南側敷地駐車場	午後10時30分まで	午後10時00分まで

3 変更の日

平成30年 2月 2日

4 変更しようとする理由

店舗計画の変更のため

5 届出の日

平成29年12月27日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

緑区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 1月23日から同年 5月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 5月23日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

平成30年 1月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウオダイプラス

名古屋市緑区鹿山一丁目52番 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
建物北側駐輪場	15台	変更なし
南側敷地駐輪場	30台	変更なし
計	45台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏 名	住 所
加藤 準一	名古屋市緑区鹿山三丁目81番地の 1
神谷 千佳	名古屋市緑区鶴が沢一丁目1109番地
坂口 美佳	埼玉県八潮市大字堀 7番地
加藤 春佳	横浜市港北区下田町二丁目16番13号
加藤 唯佳	名古屋市瑞穂区高田町 1丁目19番地の 5
加藤 英二	名古屋市緑区鹿山三丁目 127番地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)魚代	代表取締役 加藤 千博	名古屋市熱田区千年二丁目12番10号

4 大規模小売店舗の変更をする日

平成30年 2月 2日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,550平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

137台

(2) 駐輪場の収容台数

上記 2で既述

(3) 荷さばき施設の面積

45平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

31.73立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)魚代	午前10時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後 9時00分まで

8 届出の日

平成29年12月18日

9 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

緑区役所情報コーナー

10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 1月23日から同年 5月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 5月23日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 1月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テラッセ納屋橋

名古屋市中区栄一丁目 201番 ほか14筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	—	—	—	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸 市新松戸東 9番地 1
2	—	—	—	(株)トーシン	代表取締役 石田 信文	名古屋市中 区栄三丁目 4番21号
3	—	—	—	(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号
4	—	—	—	(株)サンリフ ホーム	代表取締役 服部 剛之	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地

5	—	—	—	(株)メデイ	代表取締役 米井 元一	東京都世田 谷区桜新町 二丁目10番 2号
---	---	---	---	--------	----------------	--------------------------------

3 変更の日

平成29年 9月27日

4 変更した理由

小売業者が確定したため

5 届出の日

平成29年12月28日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 1月25日から同年 5月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 5月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課